

第1章

総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的 【総務部】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡山市防災会議が作成する計画であり、郡山市及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え迅速に対応し、これを効果的に実施することにより、市民生活の安定と社会秩序の維持、ひいては、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

また、令和元年東日本台風災害や近年の複雑化・大規模化する自然災害を踏まえ、「気候変動」を前提とした社会システムの構築、さらには、世界共通の目標であり、郡山市全ての施策の基本と位置付けるSDGsの目標（ゴール）13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、ICTフル活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション：ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる）の推進、将来起こりうる予測可能な課題や目標に対しバックキャストの手法による「気候変動対応型」の防災対策のほか、こおりやま広域連携中枢都市圏と連携した課題解決等をもって、市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、被害を最小限に軽減することにより「気候変動対応型SDGs未来都市」の実現を目指す。

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする推進計画を兼ねるものである。

第2節 計画の推進 【総務部】

- 1 この計画の推進のため、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互間の緊密な連携を図る。
- 2 災害は不測の事態によって発生し、その実態も多様であることから、かかる災害への対処を、災害の予防、応急対策及び復旧に重点をおき、防災活動が迅速かつ適切に行われるよう計画を推進する。
- 3 災害対応は、迅速かつ適切な対応が必要とされ、総力を結集して災害対応を図っていく必要があることから、すべての職員が防災担当であることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められることから、日頃から市の全職員に対し防災に対する意識の高揚に努める。
- 4 この計画を、市の全職員はもとより防災関係機関等に周知し、計画の要旨については、公表し広く周知させるとともに、計画のうち必要と認めるものは、市民の協力を得るものとする。
- 5 気候変動の影響等により大規模な災害が頻発する中、行政主導のハード対策とソフト対策には限界があることから、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の「自助」及び「自助を核とした共助」の重要性について市民の理解を促進し、「行政サービス」から「行政サポート」へ住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るよう努める。
- 6 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に対し、平時からの防災知識の普及及び災害発生時における情報提供、避難誘導、避難所生活等、防災の様々な場面において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、要配慮者のうち、高齢者、障がい者、介護認定者等のいわゆる「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）は災害発生時に被害を受ける可能性が比較的高いことを考慮し、自助、共助及び公助それぞれの取組を総合的に推進して防災体制の確立に努める。
- 7 市民一人ひとりの「自助」、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティによる「共助」（互助）、市・県・国による「公助」の連携による計画の推進を図るとともに、セーフコミュニティ活動と連携し防災体制の確立に努める。
- 8 多様な視点での防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- 9 災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、目的や内容等を確認の上、本計画に位置付ける。

第3節 防災関係機関等の業務大綱 【各部・消防本部】

第1 実施責任

- 1 郡山市及び郡山地方広域消防組合（本計画においては、消防本部及び郡山消防署を指すものとする。）

郡山市及び郡山地方広域消防組合は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第1次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の各種防災関係機関・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

- 2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等の措置を執る。

- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

- 4 災害協力団体及び防災関係機関・団体

災害協力団体及び防災関係機関・団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郡山市防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備及び育成指導
(3) 防災思想の普及及び教育
(4) 防災訓練の実施
(5) 災害用物資の備蓄及び資材の整備及び点検
(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(7) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達
(8) 災害広報
(9) 避難対策
(10) 被災者に対する救護及び救助の実施
(11) 被災児童及び生徒に対する応急措置
(12) 水防活動、消防活動、その他の応急措置
(13) 災害後の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する応急措置
(14) 公共土木施設、農地、農業・林業用施設等に対する応急措置
(15) 農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
(16) 緊急輸送の確保
(17) 災害復旧
(18) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防本部及び郡山消防署

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 防災に関する組織の整備及び育成指導
(2) 防災思想の普及及び教育
(3) 防災訓練の実施
(4) 災害用物資及び資材の保管及び点検
(5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(6) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達
(7) 災害広報
(8) 災害発生時の避難対策
(9) 水害、火災又は地震等の災害防除及び被害の軽減
(10) 被災者の救助
(11) 災害時による傷病者の搬送
(12) 緊急輸送の実施

3 県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郡山警察署、郡山北警察署 ① 災害に関する情報の収集 ② 災害広報 ③ 避難の指示・誘導 ④ 被災者の救出・救護 ⑤ 交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策 ⑥ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持
(2) 県中地方振興局 福島県地域防災計画による所定の業務
(3) 県中保健福祉事務所 福島県地域防災計画による所定の業務
(4) 県中農林事務所 福島県地域防災計画による所定の業務
(5) 病虫害防除所 福島県地域防災計画による所定の業務
(6) 中央家畜保健衛生所 福島県地域防災計画による所定の業務

<p>(7) 県中建設事務所 福島県地域防災計画による所定の業務</p>
<p>(8) 県中教育事務所 福島県地域防災計画による所定の業務</p>

4 陸上自衛隊

<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>
<p>(1) 災害の応急救護、又は応急復旧 (2) 災害救助 (3) 避難の指示及び誘導 (4) 災害救助のための物資の無償貸付又は譲与 (5) 被災者への応急給水、給食</p>

5 指定地方行政機関

処理すべき事務又は業務の大綱
<p>(1) 農林水産省東北農政局（福島県拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 ② 農業関係被害情報の収集報告 ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 ⑤ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け ⑥ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 ⑦ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
<p>(2) 厚生労働省郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場、事務所等における産業災害の防止についての誘導監督 ② 労災保険料等の非常取扱い ③ 被災工場、事務所に対する救急医療品の配付等 ④ 応急対策に要する労働力の供給
<p>(3) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所及び福島河川国道事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事 ② 災害時における所轄国道の交通規制 ③ 所轄河川区域における水防業務 ④ 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 ⑤ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑥ その他の防災所定業務
<p>(4) 農林水産省関東森林管理局福島森林管理署郡山森林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林治水による災害予防 ② 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理 ③ 災害対策に必要な木材（国有林）の払下げ
<p>(5) 仙台管区气象台（福島地方气象台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

6 指定公共機関

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本赤十字社 ① 医療、助産、その他の救助の実施 ② 義援金品の募集及び配分
(2) 日本放送協会福島放送局 ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知 ② 災害応急対策の周知及び報道
(3) 東日本旅客鉄道株式会社 ① 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 ② 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護 ③ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
(4) NTT東日本 福島支店 ① 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 ② 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
(5) 日本郵便株式会社 ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(6) 日本通運株式会社郡山支店 災害応急対策のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7) 東北電力ネットワーク株式会社郡山電力センター ① 電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置 ② 災害時における危険予防措置などの広報活動
(8) KDDI株式会社東北総支社、株式会社NTTドコモ東北支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ① 災害に強い通信網の整備 ② 災害時における重要通信の疎通確保及び通信設備等の早期復旧

7 指定地方公共機関

<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>
<p>(1) 福島交通株式会社郡山支社</p> <p>① 災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力</p> <p>② 災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報</p> <p>③ 災害時における応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧</p>
<p>(2) 放送機関（福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島）</p> <p>① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知</p> <p>② 災害応急対策の周知及び報道</p>
<p>(3) 新聞社（株式会社福島民報社、福島民友新聞株式会社）</p> <p>災害状況及び災害対策に関する報道</p>
<p>(4) 運輸業者（公益社団法人福島県トラック協会県中支部）</p> <p>災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</p>
<p>(5) 公益社団法人福島県看護協会郡山支部</p> <p>① 医療助産等救護活動の実施</p> <p>② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供</p> <p>③ 防疫その他保健衛生活動の協力</p>
<p>(6) 一般社団法人福島県LPガス協会郡山支部</p> <p>プロパンガスの安全取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達</p>

8 災害協力団体及び防災関係団体

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福島さくら農業協同組合、福島県農業共済組合等農林関係団体 ① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力 ② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 ③ 被災農家に対する融資、又はその斡旋 ④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ⑤ 飼料、肥料等の応急対策
(2) 郡山商工会議所、各商工会等商工業関係団体 ① 商工業関係の被害調査及び応急対策の指導 ② 被災商工業者に対する融資斡旋の協力 ③ 災害時における物資安定についての協力 ④ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋
(3) 一般社団法人郡山医師会 ① 医療及び助産活動の協力 ② 防疫その他の保健衛生活動の協力
(4) 一般社団法人郡山歯科医師会 ① 医療活動の協力 ② 保健衛生活動の協力
(5) 一般社団法人郡山薬剤師会 医療、助産、防疫、その他の保健衛生活動に必要な医薬品、その他衛生材料の調達
(6) 東部瓦斯株式会社福島支社 ① ガス施設の災害予防措置 ② ガス施設の被害調査及び早期復旧の実施 ③ 災害時における防災広報
(7) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
(8) 自主防災組織等自治組織 ① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力 ② 市が実施する応急対策についての協力
(9) 女性消防協力会 市が実施する応急対策についての協力

(10)	各自衛消防隊 事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応急措置
(11)	郡山地方消防防災協会 ① 災害防止と防火思想の普及並びに消防機関との連絡協調による応急復旧の協力 ② 危険物取扱知識の普及及び自主防災体制の強化並びに確立 ③ 防火思想の普及並びに防災の物的保安体制の充実と推進
(12)	一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 災害時における緊急輸送路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設、その他災害応急措置の協力
(13)	郡山トラックセンター事業協同組合等運送業者 災害時における緊急救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保
(14)	郡山市社会福祉協議会 ① 災害ボランティアセンターの設置・運営 ② 郡山市民生児童委員協議会と連携した高齢者等の安否確認
(15)	公益社団法人福島県獣医師会郡山支部 ① 動物の医療、防疫活動の協力 ② 動物用衛生医薬品等の必要資材の確保
(16)	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 高齢者に係る関係機関との連携、支援
(17)	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会 高齢者に係る関係機関との連携、支援
(18)	郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会 被災者の災害応急対策の協力
(19)	安積疏水土地改良区 農業用水の管理
(20)	ごみの収集、し尿等関係団体 災害時における災害ごみ、し尿等収集運搬の協力
(21)	株式会社郡山コミュニティ放送 ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知 ② 災害応急対策の周知及び報道
(22)	福島県医薬品卸組合 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

第4節 災害の想定 【総務部】

想定の基準

災害の種類は、豪雨、豪雪、洪水、台風、地震等自然現象による災害と火災、爆発等の人為的原因による災害とに大別することができる。災害想定における諸要素は次のとおりとする。

1 台 風

台風が本地方を通過した場合を想定する。

2 豪 雨

豪雨があった場合を想定する。

3 地 震

第6章「大規模地震対策計画」による。

4 大火災

住居の密集度を考慮し市域内中心部に発生し、約 0.1平方キロメートルを焼失する火災を想定する。

5 その他災害想定

第2章第2節1「本部の設置基準」による。

第5節 計画の修正 【総務部】

- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、昭和41年作成の防災計画に修正を加えたものであり、毎年検討を行うとともに必要があると認めるときは速やかに修正しなければならない。各機関は、関係ある事項について毎年3月末日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を、郡山市防災会議（総務部防災危機管理課）に提出する。

- 2 福島県地域防災計画との整合性
災害対策は、県と相互に有機的、一体的でなければならないことから、修正に当たっては福島県地域防災計画と整合性を図る。

第6節 郡山市の概況 【総務部】

1 位 置

本市は福島県の中央部にあり、海拔 245メートルの安積平野、又は郡山盆地と呼ばれる平坦地を中心に、西高東低の地形で、西端は猪苗代湖の一部、東は阿武隈山系、北は安達太良山頂に達している。市域は北緯 37° 15′ 58″ ～37° 37′ 34″、東経140° 02′ 10″ ～140° 33′ 52″ に位置し、市街地東部を阿武隈川が南北に流れており、中流域は猪苗代湖を水源とする安積疏水、新安積疏水によって、灌漑が進み米作地帯となっている。

昭和50年4月、東北縦貫自動車道の開通により、約3時間で首都圏へ入ることができる。

鉄道は東北本線をはじめ磐越東西線及び水郡線の結節点にあり、東北新幹線により、80分以内で東京と結ばれる地域にある。

2 面 積

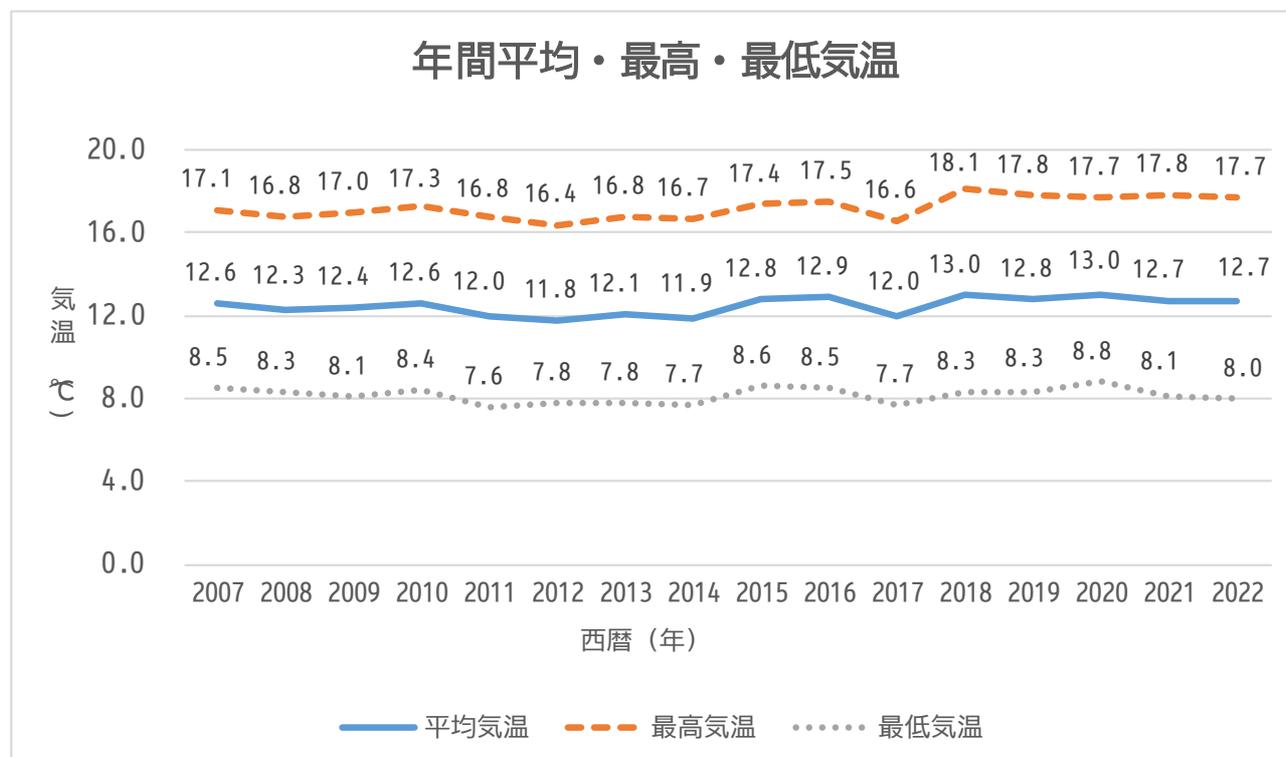
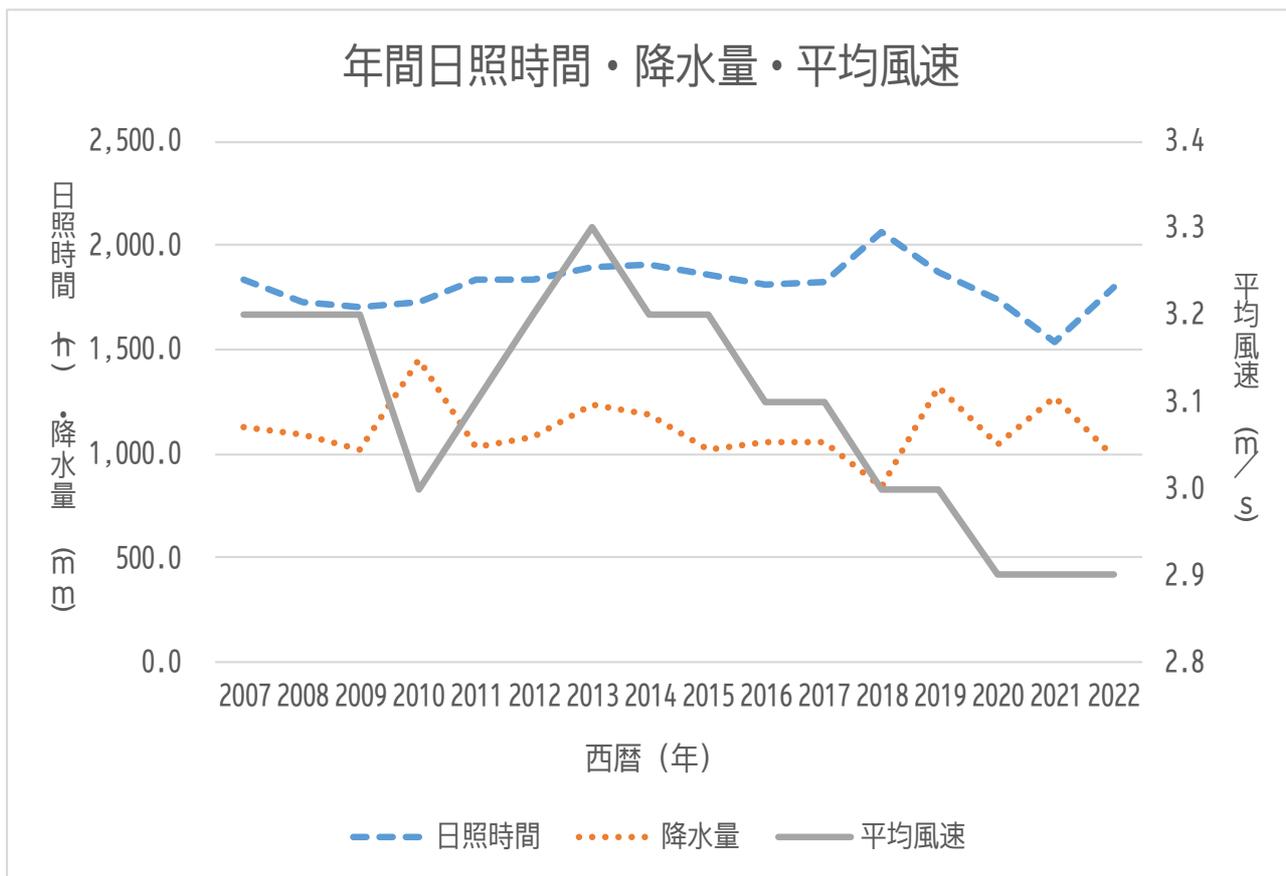
東西 46.78km、南北 39.95kmで、総面積は757.20km²を有する。

3 気 候

郡山市の気候は、比較的穏やかな内陸性気候で年間平均気温は12.4℃、降水量は1,140mm程度、平均湿度は79%で年間を通じて乾湿の差は少なく住みやすい気候である。

年	年 平 均 値				年 合 計 値	
	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)
2007	12.6	17.1	8.5	3.2	1,833.9	1,126.0
2008	12.3	16.8	8.3	3.2	1,730.0	1,090.5
2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5
2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0
2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5
2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0
2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5
2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5
2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5
2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5
2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0
2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5
2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0
2020	13.0	17.7	8.8	2.9	1,740.0	1,043.0
2021	12.7	17.8	8.1	2.9	1,539.3	1,271.0
2022	12.7	17.7	8.0	2.9	1,804.3	979.0

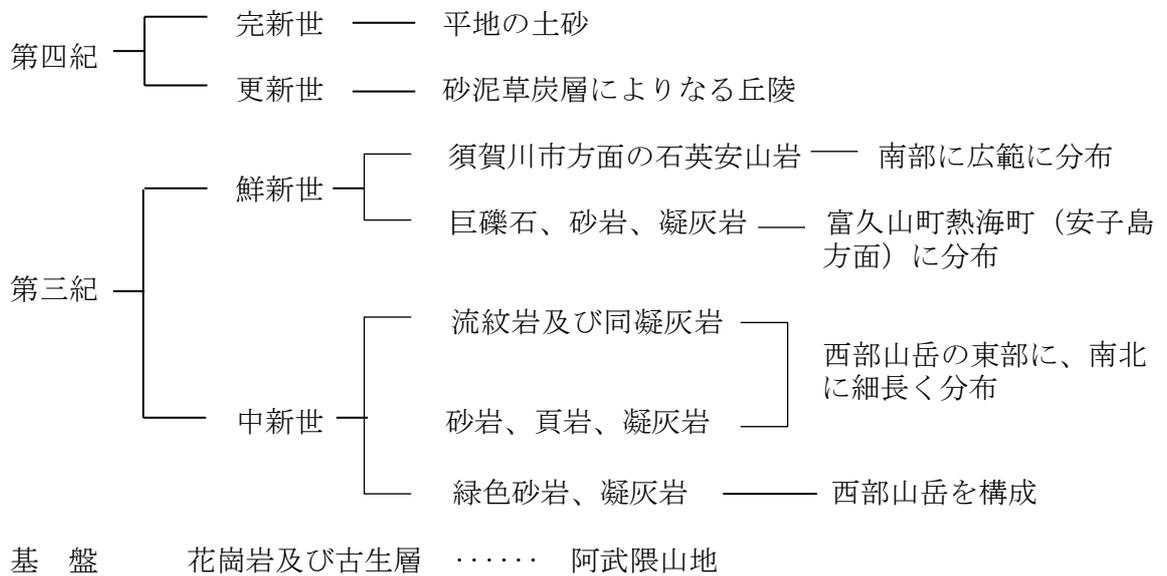
出典：気象庁ウェブサイト



4 地形及び地質

郡山市の東部には、なだらかな阿武隈丘陵が南北に走り、奥羽山脈との中間部は阿武隈川沖積層による安積平野が開け、安達盆地、岩瀬盆地につながり、主な湖沼、河川としては、猪苗代湖、阿武隈川、逢瀬川、大滝根川、笹原川、谷田川などがあり、安積平野一帯は、広大な工業適地が広がり、その周辺の丘陵部は、住宅地として格好である。また、磐梯朝日国立公園の猪苗代湖一帯、三森峠、御霊櫃峠、磐梯熱海温泉、宇津峰史跡など、各地に観光レクリエーション適地が散在している。地質構造については、低い丘陵性台地とそれを貫く沖積層におおわれ、この大部分は第三紀鮮新世の砂岩、頁岩等を基底とするが一部は石英安山岩におおわれ、一部はその後の第四紀沖積世の砂れき、泥土に厚くおおわれている。

5 地質構成表



6 主要山系

名 称	標 高 (m)	所 属 地
安 達 太 良 山	1, 7 0 0	郡 山 市 熱 海 町
和 尚 山	1, 6 0 2	” ”
会 津 布 引 山	1, 0 8 2	” 湖 南 町
笠 森 山	1, 0 1 3	” ”
額 取 山	1, 0 0 9	” 逢 瀬 町
水 無 山	9 9 9	” 熱 海 町
成 沢 山	9 8 9	” ”
高 井 原 山	9 8 1	” 湖 南 町
高 旗 山	9 6 8	” 三 穂 田 町
岩 上 山	9 5 9	” 湖 南 町

7 主要河川

河 川 名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名
阿武隈川	2 3 9 . 0	2 1 . 8	西 白 河 郡 西 郷 村	宮城県亶理郡亶理町荒浜
大滝根川	5 1 . 4	6 . 7	田 村 市 大 越 町 早 稻 川	郡 山 (阿武隈川へ)
五 百 川	2 5 . 0	2 0 . 1	郡 山 市 熱 海 町 中 山	本 宮 市 (阿武隈川へ)
谷 田 川	2 3 . 0	2 3 . 0	郡 山 市 田 村 町 田 母 神	郡 山 (大滝根川へ)
逢 瀬 川	2 1 . 5	2 1 . 5	郡 山 市 逢 瀬 町 多 田 野	郡 山 (阿武隈川へ)
笹 原 川	2 0 . 9	2 0 . 9	須 賀 川 市 守 屋	安 積 町 (阿武隈川へ)
藤 田 川	1 8 . 9	1 8 . 9	郡 山 市 逢 瀬 町 河 内	日 和 田 町 (阿武隈川へ)
桜 川	1 2 . 0	3 . 6	田 村 郡 三 春 町	富 久 山 町 (阿武隈川へ)
管 川	2 . 7	2 . 7	郡 山 市 湖 南 町 馬 入 新 田	郡 山 (猪苗代湖へ)
舟 津 川	1 1 . 8	1 1 . 8	郡 山 市 湖 南 町 三 代	郡 山 (猪苗代湖へ)

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 【各部】

第1 整備計画

1 整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図る。

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (6) 共同溝等
- (7) 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- (8) 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- (9) 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
- (10) 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校
- (11) (7)から(10)まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- (12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）
- (15) 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) その他地震防災上緊急に整備すべき施設

2 施設等の整備に当たり留意すべき事項

(1) 避難場所

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。

(2) 避難経路

積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

(3) その他

施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

また、積雪寒冷地特有の課題についても配慮する。